

毒物劇物製造（輸入）業登録申請

事 項	毒物劇物製造（輸入）業の登録を受けようとするとき			
根拠法令等	<p>法第4条(営業の登録) 法第5条(登録の基準) 法第33条(登録票の交付等) 令第37条(省令への委任) 規則第1条(登録の申請) 規則第4条の4第1項(製造所等の設備) 奈良県毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準</p>			
提出書類	<p>1 毒物劇物製造（輸入）業登録申請書 【別記第1号様式】 2 製造（輸入）設備の概要図 3 製造施設等の概要 4 製造工程図 5 製造手順 6 製剤の組成等 7 廃液・排気・廃棄物の処理フロー 8 安全衛生上の措置 9 盗難防止規定・危害防止規定 10 申請者が法人の場合には、登記事項証明書 11 毒物劇物取扱責任者設置届（登録申請と同時に提出が必要。ただし、現物を扱わない伝票処理のみの店舗については提出不要） 添付書類 (1) 資格を確認する書類（薬剤師免許、毒物劇物取扱責任者試験合格証の写し、卒業証明書、単位取得証明等） ※以下の①～③のいずれかを提出 ① 薬剤師免許、毒物劇物取扱者試験合格証等原本を薬務課へ持参の上コピーを提出 ② 資格を証する書類のコピー余白に「原本に相違なし」との文面、確認年月日、申請者の記名のあるものを提出（なお、ウラ面記載のある免許については必ず両面コピーを添付。） ③ 高校等の単位取得証明や卒業証明書など、複数回発行が可能な書類については原本を提出 (2) 診断書 (3) 宣誓書 (4) 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 【共通様式7】 12 製造（営業）所の附近見取図 【共通様式3】</p> <p style="text-align:center">別紙</p>			
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	14日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)	
受理機関	薬務課	提出部数	1部	
手数料 (収入証紙)	27,200円※			
	平成9.4.1現在			

<留意事項>

1 登録の基準

「奈良県薬局等許可審査基準及び指導基準」に定めるとおり。

2 申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請書表題	・ 製造業、輸入業のいずれに該当するかを○印で囲むこと。
製造所(営業所)の所在地及び名称	・ テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
製造(輸入)品目	・ 類別は、法別表又は指定令による類別によること。 ・ 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。 ・ 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。 ・ 品目のすべてを記載することができない場合は、別紙のとおりと記載し、別紙を添付すること。
備考	・ 毒物劇物を直接取扱わない輸入業にあつては、備考欄に「伝票処理のみ又は現品の取扱いなし。」と記載すること。 ・ 添付省略書類の有無の該当事項を○で囲む。 ・ 省略書類がある場合は、その名称及び提出済み手続の種類を○で囲むとともに、届出済書類の提出年月、登録番号を記載すること。
その他	

3 添付書類に関する取り扱いについて

(1) 毒物劇物取扱責任者設置届

毒物劇物取扱責任者として、申請した営業所に勤務できる者から選任し、毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出すること。

なお、毒物劇物を直接取扱わない輸入業にあつては、取扱責任者の設置は必要ない。

(2) 添付書類の省略等

省略可能な書類	省略できる場合
登記事項証明書	・ 現に他の申請・届出の添付書類として提出済みであつて、その内容に変更がない場合
免許証・使用関係を証する書類	・ 申請者の経営する他の営業所において現在又は過去に取扱責任者として届出済みであつてその内容に変更がない場合 但し、離職者が復職する場合にあつては、省略できない。 ・ 申請者が取扱責任者である場合は、「使用関係を証する書類」は添付不要
診断書	・ 現に他の申請・届出の添付書類として3ヶ月以内に提出済みである場合

(3) 薬剤師免許証、卒業証書等の確認

免許証等の原本を持参して呈示、又は免許証等の写しに「原本に相違なし」との文面、確認年月日(申請日の3ヶ月以内)、申請者の記名の上、提出。なお、裏面に記載のある免許については必ず両面をコピーする。

4 登録票の交付

原則として、申請日の2週間後(輸入の場合は10日後)に登録票を発行するので、受取印(受領者の個人印で可)を持参のこと。なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手440円分を貼付した角2サイズ(A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ)の返信用封筒を提出すること。

別記第 1 号様式

製造業
毒物劇物 登録申請書
輸入業

製造所（営業所） の所在地及び名称		
製造（輸入）品目	類 別	化学名（製造にあつては、化学名及びその含量）及び販売名 のあるときはその名称
備 考	<p>次の①、②のそれぞれについて、該当する項目があれば○で囲み、必要事項を記入する。</p> <p>①申請理由：移転・相続・合併・組織変更・業態変更・仮営業所（ 年 月まで営業）</p> <p>②添付書類の省略： 【 有（下記※のとおり） ・ 無 】 （※登記事項証明書 は、 年 月、登録番号に に係る登録申請・変更届 に添付済みのため省略）</p>	

上記により、毒物劇物 製造業 の登録を申請します。
輸入業

年 月 日

住 所
〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

TEL () -

奈良県知事

殿

製造（輸入）施設の概要図

- (注意)
- 1 施設の配置を明確にすること（毒物及び劇物の保管施設を含む）
 - 2 毒物及び劇物の処理系等を明確にすること
 - 3 廃水処理ラインを明確にすること

類 別	指定令	
成分及び含有量		
販 売 名		
製 造 施 設 等 の 概 要		
製造施設の概要	面積 製造設備 原料保管設備 製品保管設備 床・天井の材質 漏洩時の対策 各施設の表示	
廃棄物の処理法		
廃液の処理法		
水質汚濁防止法 大気汚染防止法 その他関係法令		

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
製 造 工 程 図	

類 別	指定令	
成分及び含有量		
販 売 名		
製 造 手 順		
No	工 程	手 順

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
製 剤 の 組 成 等	
配 合 表	
入 目	
荷 姿	
用 途	
主な納入先	
月間生産量	
備 考	

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
廃液の処理フロー	

【盗難防止規定】

記載事項

- 1 盗難防止のための責任者、管理体制として、かぎの配布先、管理方法等に関する事項
- 2 在庫管理に関する責任者、管理方法として、帳簿などによる使用量・在庫の確認方法、確認頻度等に関する事項
- 3 使用・運搬中の盗難防止のため、実施すべき事項
- 4 使用・運搬を行う者の教育訓練に関する事項
- 5 盗難時における警察など関係機関への通報を迅速に行うため、通報の意志決定方法、 通報責任者、通報先等に関する事項
- 6 その他必要な事項

【危害防止規定】

記載事項

- 1 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これら作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- 2 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 3 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- 4 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 6 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- 7 その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項